

箕面市立聖苑ESCO事業にかかる

一般競争入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

令和5年（2023年）10月6日

本説明書は、箕面市立聖苑ESCO事業にかかる一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

1 入札に付する事項

- (1) 名 称 箕面市立聖苑ESCO事業
- (2) 契約方式 ギャランティード・セイビングス契約（自己資金活用型）
- (3) 契約期間 契約締結日（令和6年8月頃）～令和12年3月31日
※改修工事等サービス期間は、契約締結日～令和7年3月31日
維持管理等サービス期間は、令和7年4月1日～令和12年3月31日
- (4) 事業内容 契約事業者（以下「事業者」という。）は、本市と締結するESCO契約に基づき、省エネルギー改修に係る包括的エネルギーサービスを本市に提供するものとする。
※別添「特記仕様書」（資料1）を参照のこと。
- (5) 入札方式 総合評価落札方式による一般競争入札とする。
競争入札参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。
- (6) 履行場所 箕面市立聖苑（箕面市半町四丁目6番32号）
- (7) 予定価格 193,636,363円（消費税抜き）
※設計費、改修工事費、監理費、維持管理費、計測・検証費、運転管理費等を含む
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他関係法令に則ること。
- (9) 箕面市契約規則（昭和55年箕面市規則第40号。以下「契約規則」という。）その他本市の条例、規則等を遵守すること。

2 入札参加資格

- (1) 入札参加者の構成等
- ①本入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、ESCO事業を行う能力を有する単独企業または複数の企業によって構成されるグループとする。
- ②グループで入札参加する場合は、事業役割を担う代表者を定め、他の構成者及びそれぞれの担当業務を明らかにすること。
- ③事業者は、次の役割のすべてを担い、グループの場合は各構成者が以下の役割を分担するものとする。

- a. 事業役割：本市との契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
- b. 設計役割：設計に関する業務・管理に関する業務をすべて実施する。
- c. 建設役割：建設に関する業務をすべて実施する。

- ④事業役割を担う構成者とそれ以外の役割を担う構成者が異なる場合には、本市との契約までに適正な委託契約または請負契約を締結し、その契約内容について事前に本市の承諾を得ること。
- ⑤事業役割を担う構成者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する、別途合意書を本市に提出すること。また、事業役割の構成者のうち1社が、代表者として本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。
- ⑥構成者は、他の入札参加者の構成者となることはできない。また、やむを得ない事情として本市が認めた場合を除き、構成者を変更することはできない。

(2) 入札の参加資格要件

- ①入札参加者は、入札参加表明書（様式ア）とその添付資料により、本入札説明書の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ②入札参加者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には、保証措置を講じることができる者であること。
- ③入札参加者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。
- ④事業役割を担う者は、斎場（民間・公共施設問わず）における空調設備工事の経験を有すること。
- ⑤事業役割を担う者は、事業運営・維持管理を円滑に行うための拠点を近畿2府4県（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県）に有すること。事業役割を担う者が複数の企業で構成される場合、少なくともグループの代表企業は近畿2府4県に拠点を有していること。
- ⑥設計役割を担う者は、建築設備の改修に係る提案を行う者であるため、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械または衛生工学）もしくはエネルギー管理士（熱または電気）のいずれかの資格者が所属する者であること。
- ⑦建設役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る建設業の許可を受けた者であること。なお建設役割を担う者は工事を適切に施工するため、該当する工事の種類ごとに監理技術者または主任技術者を配置すること。

(3) 入札参加者の制限

入札参加者（グループの場合は、各構成者を含む。）は、次に掲げる条件を全て満たしていかなければならない。

条件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

①令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

②令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

③入札公告日現在において、引き続き2年以上の営業実績があること。

④営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許、許可又は認可を受けていること。

⑤法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税を納付していること。

⑥金融機関から取引の停止を受けた者そのほかの経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑦会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑧会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。

⑨本入札の公告日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止措置の期間がない者であること。

⑩本入札の公告日から落札決定までの間において、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置の期間がない者であること。

⑪入札の公告の日から落札決定までの間に本市との訴訟が係属している期間がない者であること。

⑫入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。

⑬業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。

3 入札事務の担当部署

〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室（箕面市役所別館6階 TEL：072-724-6859）

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が各自取得すること。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

4 入札の方法

(1) 入札書（様式1）

入札者は、「入札書」（様式1）に入札価格（消費税等を除く。）を総額で記載し、記名・押印のうえ提出しなければならない。

なお、入札価格は、補助金獲得を前提とした金額とする。

(2) 受託業務内訳書（様式2）

入札者は、改修工事等サービス及び維持管理等サービスの各業務ごとの入札価格の内訳（消費税込み）を記載の上提出しなければならない。

(3) 提案書（様式3～21）

入札者は、価格以外の評価項目の評価に必要な書類（以下「提案書」という。）に必要事項を記載し、提出しなければならない。

提案書を提出しない者の入札書は無効とする。

(4) 提案書関連書類

入札者は、提案書に必要な資料等を添付しなければならない。

(5) 注意事項及び禁止事項

①入札書は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって記名・押印のうえ提出しなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した委任状を添付のうえ、当該受任者が提出した場合は、この限りではない。

②契約規則に規定する有資格者として名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）である受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑をもって記名・押印のうえ提出することができる。

③入札者は、提出した入札書、提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りではない。

5 低入札価格調査

入札額において、市が必要と認めるときは、当該入札者に積算資料の提出及びその根拠の説明を求め、その他必要な措置（以下「調査」という。）を講ずる。

当該調査において、業務内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認めたとき、又は当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、当該入札者を落札者としない。

6 落札者の決定基準

(1) 配点

落札者の決定は、価格に関する評価点及び価格以外に関する評価点により行い、価格に関する評価に100点を、価格以外に関する評価に200点を配点する。

(2) 価格に関する評価

別紙「価格に関する評価点の算出方法」（資料2）に基づき点数化する。

(3) 価格以外に関する評価

別紙「提案書に関する評価項目一覧」（資料3）に基づき点数化する。

(4) 特定提案等

特定提案等については、以下の特定テーマに係る提案内容について評価を実施する。

- ①市利益保証額の算定について
- ②省エネルギー効果について
- ③事業者提案により改修を行う設備について
- ④補助金について

(5) その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認めた事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めるときがある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

7 入札説明書等に関する質問

(1) 公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式ウ）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

(2) 質問書の提出期限：令和5年10月13日（金）正午まで（必着）

(3) 送信先アドレス：seienesco@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「箕面市立聖苑ESCO事業質問書（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市市民部市民サービス政策室（TEL：072-724-6717）とする。

(4) 質問及び回答は、令和5年10月19日（木）までに市ホームページに随時掲載す

る。口頭、電話等による個別対応は行わない。

8 入札参加表明について

- (1) 入札参加を希望する者は、入札参加表明書（様式ア）に必要事項を記入の上、持参にて提出すること。

なお、グループでの入札参加を希望する場合は、グループ参加体制表（様式イ）を添付すること。

- (2) 入札参加表明書の受付期間：令和5年10月20日（金）～10月27日（金）

平日の午前9時から午後5時まで

- (3) 入札参加表明書の提出場所：箕面市役所別館1階市民部市民サービス政策室

9 現場ウォークスルーチェック

入札参加表明者を対象に、箕面市立聖苑内において、以下のとおり現場ウォークスルーチェックを行なう。

- (1) 日時 令和5年10月30日（月）～11月9日（木）（予定）

※1者あたり1日2～3時間程度を予定

※各者の調査日時等は、別途通知する。

- (2) 内容 現地説明及び資料説明

※運転管理上の図書類（台帳、その他）の閲覧は可能だが、貸し出し及び複写の依頼等は、一切受け付けない。

- (3) 現場ウォークスルーチェックに関する質問

①現場ウォークスルーチェックに関して質問がある場合は、質問書（様式ウ）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

②質問書の提出期限：令和5年11月16日（木）午後5時まで（必着）

③送信先アドレス：seienesco@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「箕面市立聖苑ESCO事業質問書（事業者名）」とし、宛先担当部署は、箕面市市民部市民サービス政策室（TEL：072-724-6717）とする。

④質問及び回答は、令和5年11月22日（水）までに市ホームページに随時掲載する。口頭、電話等による個別対応は行わない。

10 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

- (1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）

①入札書（様式1）

②受託業務内訳書（様式2）

③提案書（様式3～21）

(2) 入札書等の提出場所

箕面市役所別館6階総務部契約検査室

(3) 入札書等の提出日時

令和5年12月7日（木）午前9時から午後5時まで

(4) 入札書等の提出方法

次の要領で作成し、必ず持参すること。

①入札書及び受託業務内訳書

入札書及び受託業務内訳書は同一の封筒に密封し、封筒の表に入札者名及び
件名「箕面市立聖苑ESCO事業入札書」と朱書して、1部提出する。

②提案書

ア 提出部数11部（正本1部、副本10部）

イ 提案書は、正本・副本とも、提案書様式一覧を表紙としてチェックリスト（様式3）のチェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、それぞれファイル等に綴じ込み提出すること。

書式はA4サイズとし、図面等でやむを得ず他のサイズとなる場合は、A4
サイズに折り込んだ上でファイル等に綴じ込むこと。

ウ 電子媒体1部（CD-ROMもしくはDVD-ROM）

(5) 入札書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

(6) 開札に立会を希望する場合は申し出すること。

開札日時：令和5年12月7日（木）午後5時00分

開札場所：箕面市役所別館6階入札室

①開札立会参加申込書（様式エ）に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

②申込期限：令和5年12月7日（木）正午まで（必着）

③送信先アドレス：seienesco@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「箕面市立聖苑ESCO事業開札立会参加申込書（事業者名）」と
し、宛先担当部署は、箕面市市民部市民サービス政策室（TEL：072-724-
6717）とする。

11 ヒアリングの実施

入札書等の内容の確認のため、選定委員会においてヒアリングを実施する。

(1) 日時 令和5年12月中旬～下旬予定

(2) 場所 箕面市役所内

※日時、場所の詳細は、別途通知する。

12 落札者の決定方法

- (1) 入札者の評価は、「6 落札者の決定基準」に基づき、入札価格に関する評価の点数及び入札価格以外の項目に関する評価の点数の合計（以下「総合評価値」という。）により行う。
- (2) 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が、予定価格（税抜き）の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者を最優秀提案として落札の候補者とし、総合評価値が2番目に高い入札者を優秀提案とする。
- (3) 落札の候補者に、競争入札参加資格確認申請書（様式才）及び指名停止基準該当申告書（様式カ）並びに競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。
箕面市競争入札参加者指名停止要綱については、箕面市ホームページに掲載している。
- (4) 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、補欠の候補者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (5) 落札者の発表は、令和6年1月上旬を目途とし、当該落札者に通知するとともに、市ホームページ上に掲載する。
- (6) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

13 申請書等の提出

落札の候補者は、本市からの通知に従い、本市の指定する期日までに、以下のとおり申請書等を提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式才）
- (2) 指名停止基準該当申告書（様式カ）
- (3) 競争入札参加資格の確認に必要な資料（有資格者は省略可能）
 - ① 箕面市入札参加資格審査申請書兼使用印鑑届
 - ② 登記簿謄本（法人）
 - ③ 印鑑証明書
 - ④ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
 - ⑤ 事業税の納税証明書
 - ⑥ 市町村民税の納税証明書 ※箕面市内に本支店がある場合
 - ⑦ 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合

- ⑧ 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
 - ⑨ 業者カード・契約実績一覧表
 - ⑩ 電算入力票
 - ⑪ 委任状 ※支店等が契約先となる場合
 - ⑫ 誓約書（暴力団員不当行為防止）
- (4) 上記(2)に基づき、本市の指名停止を行い、落札の候補者の決定を取り消す場合がある。また、落札決定後に当該申告書の内容に虚偽が認められたときは、指名停止又は有資格者の登録の取り消し、契約の解除、違約損害金の請求を行う場合がある。
- (5) 提出方法は、持参又は郵送による。
- (6) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された申請書等は、返却しない。
- (8) 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。
- (9) 提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことがある。

14 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札の保証は免除する。ただし、落札者が正当な理由なく本契約を締結しない場合は、違約金として落札価格の100分の5に相当する金額を納付しなければならないほか、競争入札の参加対象等について制限を受けることがある。
- (2) 契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を必要とする。ただし、履行保証保険証券または公共工事履行保証証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

15 詳細協議

- (1) 覚書は、市の指定する様式（資料4）とする。
- 落札者は、本市との間で覚書を締結した後、以降の詳細診断、包括的エネルギー管理計画書（最終提案）の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、詳細協議を進める。なお、この協議は落札者が行った提案の範囲内で行われるものとする。
- (2) 本事業は補助金申請を前提とするが、補助金を獲得できない場合、事業内容を変更、あるいは一部中止とすることがある。
- (3) 落札者との協議が整わない場合には、補欠の候補者との協議を行う場合もある。

16 契約に関する事項

- (1) 落札者と市とは、協議が整い、箕面市議会において本事業の予算が承認され、かつ、補助事業が採択されたのち、ESCO契約のための手続きを行う。ただし、採択されなかった場合は、事業規模等の変更または本事業を実施しない可能性がある。
- (2) 契約書は、市の指定する様式（資料5）とする。
本契約書は、入札説明書他関係資料、及び包括的エネルギー管理計画書に基づき締結するものであり、ESCO事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法等を定めるものとする。また、本市とESCO事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。
- (3) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。

17 電子契約の希望に関する事項※電子契約を想定している場合

電子契約書(電磁的記録による契約書)で覚書・契約書の締結を希望する者は、締結日の3営業日前までに、「電子契約利用申請書(※)」に必要事項を記入の上、箕面市市民部市民サービス政策室宛にメールで送信すること
送信先アドレス：seienesco@maple.city.minoh.lg.jp
※「電子契約利用申請書」は、市ホームページ>産業・まちづくり>入札・契約>「電子契約の導入」に掲載しています。（[箕面市 電子契約]で検索して下さい。）

18 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者の記名押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- (3) 入札金額を改ざん又は訂正した入札
- (4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (5) 本入札について、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 本入札について、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- (7) 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
- (8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

- (9) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (10) 予定価格を超過した金額を記載した入札（予定価格を事前に公表した場合に限る。）
- (11) 入札談合の情報があった場合において、不正の事実のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (12) 入札公告又は本説明書に定める入札方法によらない入札
- (13) 申請書等に虚偽の記載をした者による入札
- (14) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

19 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1) 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (2) 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3) 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

20 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札参加に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの入札参加者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、本市は、入札参加者に無断で本入札以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らすことはない。
- (4) ESCO事業提案の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (5) 本市が提供する資料は、本入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、本事業において知り得た一切の情報は、外部への漏洩や紛失等がないよう入札者の責任において厳正に管理すること。なお、この取り扱いについて

は、入札後においても同様とする。

- (6) 入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。
- (7) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (8) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

参考：本入札のスケジュール

入札の公告	令和5年10月6日（金）
入札説明書等に関する質問受付	令和5年10月13日（金）正午まで
入札説明書等に関する質問回答	令和5年10月19日（木）まで
入札参加表明書の提出	令和5年10月20日（金） ～10月27日（金）
現場ウォークスルー調査（1者2～3時間）	令和5年10月30日（月） ～11月9日（木）（予定）
現場ウォークスルー調査に関する質問受付	令和5年11月16日（木）17時まで
現場ウォークスルー調査に関する質問回答	令和5年11月22日（水）まで
開札立会申込書の提出期限	令和5年12月7日（木）正午
入札書・提案書の提出	令和5年12月7日（木）9時～17時
開札日時	令和5年12月7日（木）17時00分
選定委員会（ヒアリング及び審査）	令和5年12月中旬～下旬（予定）
落札者決定通知	令和5年12月下旬～令和6年1月上旬 (予定)
覚書の締結	令和5年12月下旬～令和6年1月上旬 (予定)
詳細協議	令和6年1月上旬 ～令和6年4月（予定）
最終提案の提出	令和6年4月（予定）
ESCO契約の締結	令和6年8月頃
改修工事等サービス期間	令和6年8月頃～令和7年3月31日
維持管理等サービス期間（すべての導入分）	令和7年4月1日～令和12年3月31日